

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	契約書	51	別紙3 1(1)建設 工事保険	<p>本件工事に係る保険（1）及び（2）について 工事に関連する保険ですので、被保険者には「設計事業者」及び「工事監理事業者」を含めなくても宜しいでしょうか。</p> <p>※仮に、第三者賠償責任保険に「設計事業者」を含めた場合、「設計事業者」が被害者となった場合に保険が適用されません。</p>	<p>事故の際、関係者に保険が支払われないことによるトラブルの防止のため、別紙3-1(1)及び(2)に記載のとおり、被保険者は、「設計事業者」及び「工事監理事業者」も含め、本件工事に関するすべての関係者としてください。</p> <p>なお、同等以上のリスク対応ができる保険があるのであれば、提案を拒むものではありません。</p>
2	契約書	51	別紙3 2(1)第三 者賠償責任保険	<p>開館準備期間及び維持管理運営期間中の保険（1）第三者賠償責任保険について「運営事業者」と「維持管理事業者」がそれぞれ保険を付保する場合、被保険者は全ての保険証券を集めた際に、受注者、市、運営事業者、維持管理事業者及びそのすべての受託者が含まれていれば宜しいでしょうか。</p>	<p>別紙3-2(1)の趣旨はご理解のとおりです。ただし、同脚注どおり、「必要最小限のものであり、必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険に加入することは妨げない。」としています。</p>